

# 年次調査のための報告書

有機農産物、有機加工食品についての外国格付表示業者

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤修殿

記入日 年 月 日

名称及び代表者氏名	印		
認証番号			
住所もしくは所在地			
電話		ファックス	
連絡担当者			
E-Mail			
外国格付の表示をおこなっている農林物資の種類 (該当に○)	有機農産物のみ、 有機農産物及び有機加工食品の両方	有機加工食品のみ、	

\* 認証生産行程管理者や小分け業者及び輸入業者には、年一回以上、監査を受けることが義務付けられています。この監査を、年次調査と呼んでいます。

\*年次調査予定月の前々月の 10 日を目途に、必要事項を記入し提出してください。

## I、変更の有無についての報告

認証後もしくは前回の調査以降、下記項目についての変更の有無を記入してください。変更がある場合、変更点を明確にして、新しい内容を示した書類を添付してください。

項目	変更の有無	変更した場合で添付する書類の名称
受入・保管・包装、格付けの表示のための施設(保管等の委託がある場合は委託施設を含む)	変更有り 変更なし	
代表者	変更有り 変更なし	
受入保管責任者	変更有り 変更なし	
受入保管担当者	変更有り 変更なし	
格付表示担当者	変更有り 変更なし	

外国格付の表示の行う農林物資	変更有り	変更なし	
内部規程の見直しを行いましたか	実施	未実施	変更の有無ではなく、見直しを実施したか、否かを記載して下さい。
見直しの結果、下記の規程の変更が必要となりましたか			
受入・保管・包装に係る内部規程	変更有り	変更なし	
格付表示規程	変更有り	変更なし	

## II、外国格付の表示をして出荷した商品へのクレーム等に関する報告

有機食品へのクレーム件数	主たるクレームの内容

### III、格付表示の実績についての報告（区分については、追記1及び追記2参照）

欄が不足する場合、別紙で作成してください。区分について、有機農産物の場合、追記1、有機加工食品の場合、追記2にしたがって行ってください。

#### IV、外国格付の表示の管理

集計の期間	年　月　日　から	年　月　日　まで
前期末残（前回報告時集計の最終残）		枚
本期総印刷枚数		枚
本期総使用枚数		枚
廃棄ロス等処分した数		枚
期末（集計期間の最後）在庫数		枚

## V、関連の質問

### 1. JAS 証票に貼付について

外国格付の表示を行う際、いっしょに貼付する有機 JAS マークの貼付は、どのようにしましたか。

(該当に○)

製品にいっしょに貼付している

別に送り状などに貼付している

### 2. 受入・保管・包装・外国格付けの表示作業について

同じ作業場で外国格付けを貼付する以外の食品の受入・保管・包装作業はありますか。

ない ある

ある場合は、どのように区分していますか。

(

)

## VI、受入・保管・包装・外国格付の表示の方法について

受入・保管・包装・外国格付の表示の実際の業務について、最近時の日にちを選び、その日におこなった受入・保管・包装・外国格付の表示の作業記録を添付してください。

### ① 特定の受入・保管・包装ロットを選び

当該ロットの原料の受入・保管・包装・外国格付の表示の記録

当該ロットの受入・保管・包装・外国格付の表示作業に使用した機械・器具の洗浄の記録（洗浄などが必要な場合）

当該ロットの格付表示の記録

当該ロットの出荷の記録

### ②施設の防虫・防鼠の記録（7月—9月の実施記録提出のこと。特におこなっていない場合は、なしとして報告）

### ③実施している外国格付の表示のサンプル

\* コピーや写真でもかまいませんが、実際の大きさがわかるものにしてください。

\* あわせて貼付している有機 JAS マークもいっしょにわかるようにしてください。

### 追記 1：格付の表示実績報告を行う場合の農産物の区分

① 野菜（タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む）

② スプラウト類

③ 果実

④ 米

- ⑤ 麦
- ⑥ そば
- ⑦ 大豆
- ⑧ その他豆類（落花生を含む）
- ⑨ 雜穀類（トウモロコシ、きび、アマランサス等）
- ⑩ ごま
- ⑪ 緑茶（生葉）
- ⑫ 緑茶（荒茶）
- ⑬ その他茶葉（紅茶の生葉、ルイボス等）
- ⑭ コーヒー生豆
- ⑮ ナッツ類（栗を含む）
- ⑯ さとうきび
- ⑰ こんにゃく芋
- ⑱ パームフルーツ
- ⑲ きのこ類
- ⑳ 桑葉
- 21 植物種子（ひまわりの種、菜種、亜麻の種等）
- 22 香辛野菜、香辛料原料品（ハーブを含む）
- 23 カエデの樹液
- 24 その他の農産物 （①～23 及び 25 以外）
- 25 米ぬか（小袋詰めして販売した場合）

(注記): 米糠は加工食品に分類されています。農林水産省への報告では加工食品の項目で報告します。  
加工食品ですが、例外的に有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者（精米業者）に  
格付の表示が認められていますので、この用紙で報告いただけるように有機中央会が独自でこの項  
を設けたものです。

#### 追記 2：格付の表示実績報告を行う場合の加工食品の区分

以下は、有機加工食品の分類です。有機農産物加工食品に該当しないものは除外してください。

- ① 冷凍野菜
- ② 野菜びん・缶詰
- ③ 野菜水煮
- ④ 野菜飲料
- ⑤ その他野菜加工品（乾燥果菜類、若葉加工品を含む）
- ⑥ 果実飲料
- ⑦ その他果実加工品（ドライフルーツ、ジャム等）
- ⑧ 茶系飲料
- ⑨ コーヒー飲料
- ⑩ 豆乳
- ⑪ 豆腐

⑫納豆

⑬みそ

⑭しょうゆ

⑮食酢（バルサミコ酢を含む）

⑯小麦粉

⑰その他の麦粉（ライ麦粉等）

⑱パスタ類

⑲米加工品（発芽玄米、もち、せんべい、米ぬかを含む）

⑳その他穀類加工品（シリアル、パン、麦茶等）

21 ごま加工品

22 ピーナッツ製品（落花生油を除く）

23 その他の豆類の調製品

24 乾めん類

25 緑茶（仕上茶）

26 その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）

27 コーヒー豆

28 ナッツ類加工品（甘栗を含む）

29 こんにゃく

30 食用植物油脂（オリーブオイル、ごま油を含む）

31 砂糖

32 糖みつ・その他の糖類（メイプルシロップを含む）

33 香辛料（ハーブティーを含む）

34 加工海藻類

35 牛乳

36 乳加工品37 肉類加工品

38 畜産物加工食品（35～37 以外）

39 有機酒類

40 その他の加工食品（①～39 以外の加工食品）

表記の区分は、2025 年春に農林水産省より提示された有機加工食品生産行程管理者の記入方法に準じて指定したものです。輸入業者には、該当しない項目もありますので、該当する項目のみを使用してください。

以上

改訂履歴

版	改訂事項	制定・改訂日
第 1 版	制定	2024 年 2 月 10 日
第 2 版	農産物及び加工食品の区分の追加	2025 年 10 月 8 日

